加入者期間	第五十六条第一項第十二号	加入者期間又は平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）に移換された同項に規定する個人別管理資産の算定の基礎となった期間
	第五十四条の二若しくは第七十四条の二	第七十四条の二
	（略）	（略）
	（略）	（略）

3　（略）

4　存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項第十一号の二	若しくは第五十四条の五第二項	、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項
	企業年金連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。以下同じ。）
第十五条の二第一項	若しくは第五十四条の五第二項	、平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項
	企業年金連合会	存続連合会

		（新設）
第五十六条第一項第十二号	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

3　（略）

（新設）